

機械・設備の更新・増強 **工場・事務所の新增設**
 などを行いたい方に

新メニュー

産業力強化融資

設備更新・企業立地促進

都内中小企業者のみなさまの機械・設備の更新や工場の新増設等を後押しするため、「**設備更新・企業立地促進**」を新設しました！

制度の特徴

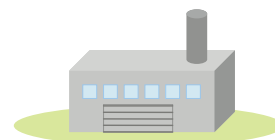
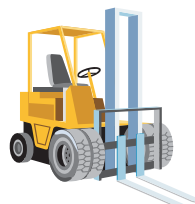
- 設備投資や工場・事務所の新增設等に必要な資金を長期で融資するメニューです。
- 都が、**全事業者に対して信用保証料を補助**します。

	融資期間	融資限度額	融資利率（※）	信用保証料補助
設備更新	10年	2億8,000万円	固定金利の場合 1.5～2.4%以内	5分の4
企業立地促進	15年			2分の1

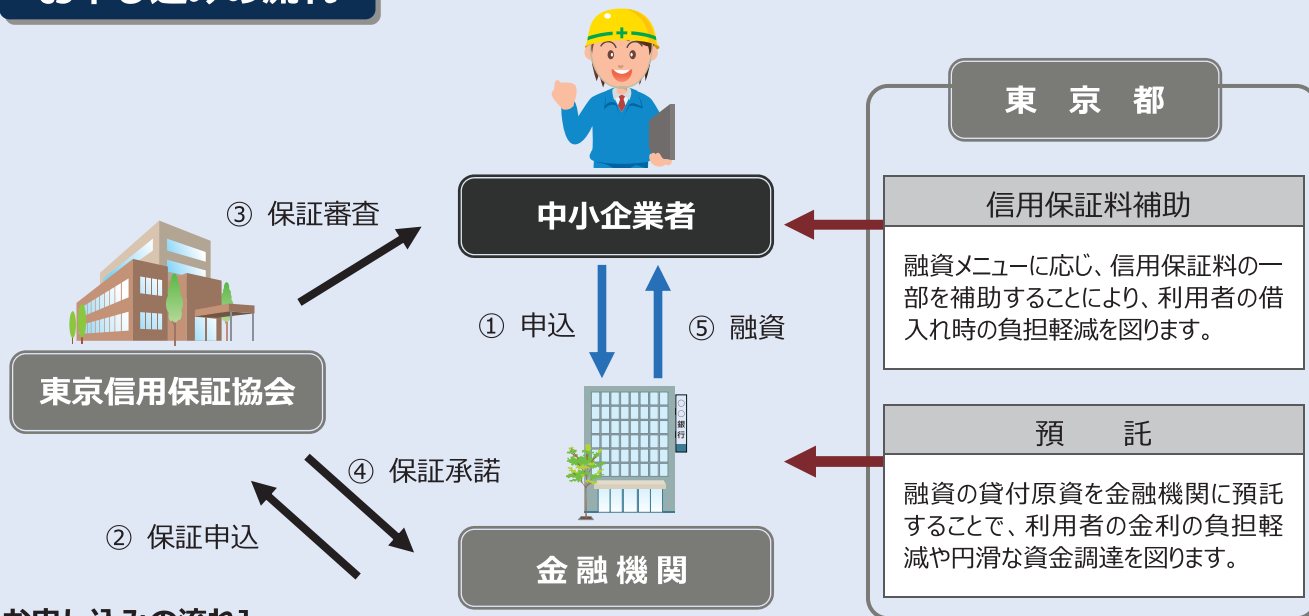
※ 融資利率は融資期間等によって異なります。詳細は裏面をご覧ください。

ご利用いただける方

設備更新	機械・装置、工具・器具・備品等の増強、改良又は補修等を行う中小企業者
企業立地促進	都内で工場・事務所の新增設または移転等を行う中小企業者



お申し込みの流れ



[お申し込みの流れ]

- ①② 取扱指定金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）の窓口で融資をお申し込みください。
東京信用保証協会への保証申込についても、取扱指定金融機関を通じ、融資申込とあわせて行います。
- ③④ 東京信用保証協会は、保証審査を行い、保証の諾否を決定します。
- ⑤ 東京信用保証協会が保証を承諾した後、取扱指定金融機関は融資を実行します。

融資条件

	設備更新	企業立地促進
ご利用いただける方	事業の実施に必要な設備（機械・装置、工具・器具及び備品等）の増強、改良又は補修等を行う中小企業者	引き続き一年以上（売上発生から一年以上）同一事業を営んでおり、都内において工場・事務所の新增設または移転等を行う中小企業者
資金使途	設備資金	運転資金・設備資金
融資限度額	2億8,000万円	
融資期間	10年以内（据置期間1年以内を含む。）	15年以内（据置期間2年以内を含む。）
信用保証料補助	全事業者に対し、信用保証料の5分の4	全事業者に対し、信用保証料の2分の1

■ 融資利率は以下のとおりです。（「設備更新」、「企業立地促進」共通）

融資利率(年)		責任共有制度の 対象 となる場合	責任共有制度の 対象外 となる場合
固定金利	3年以内	1.7%以内	1.5%以内
	3年超5年以内	1.8%以内	1.6%以内
	5年超7年以内	2.0%以内	1.8%以内
	7年超10年以内	2.2%以内	2.0%以内
	10年超	2.4%以内	2.2%以内
変動金利		「短プラ+0.4%」以内	「短プラ+0.2%」以内

- 融資条件の詳細はお近くの取扱指定金融機関又は下記にお問い合わせください。
- 保証協会、金融機関の審査の結果、ご希望に添えない場合があります。